

平成 27 年 7 月

会 員 各 位

(一社)富山県建設業協会

改正品確法等に関する説明会の開催について

本年1月30日に「品確法運用指針」の策定をうけ、4月にはその運用指針に基づく発注関係事務が開始されたところでもあります。

当会としては、多くの会員が「改正品確法」について理解を深めることが、適正な施工を確保するとともに円滑な建設事業の執行に役立つものと考えており、下記のとおり改正品確法等に関する説明会を開催することとなりました。

多数のご参加をお待ちしております。

- 日 時 平成 27 年 8 月 4 日 (火) 10:00～11:30
- 場 所 ボルフアートとやま 4階「珊瑚」
富山市奥田新町 8-1 TEL076-431-1113
- 内 容 ①改正品確法の概要について (60分)
北陸地方整備局建政部・企画部
②富山県における「担い手3法」の取組みについて (20分)
富山県土木部建設技術企画課
③質疑応答 (10分)
- 定 員 100名
- 参加費 無 料
- 申込み 下記の申込書に必要事項を記載の上、平成 27 年 7 月 21 日(火)までに、F A Xにてお申し込みください。

問合せ (一社)富山県建設業協会

担 当 : 生駒、石田、植木

T E L : 076-432-5576

改正品確法に関する説明会申込書 会社名

役職名	氏名

送付先 (一社)富山県建設業協会 F A X 076-432-5579